

税政係からのお知らせ

法人・個人事業主の方へ

芝税務署による年末調整等説明会を行います。

年末調整をしない場合でも、給与の支払額が50万円を超える場合は、税務署に「給与所得の源泉徴収票」を提出することになっていきます。支払額に関係なく、給与の支払いを受ける人には源泉徴収票を交付し、市区町村には「給与支払報告書」を提出しなければなりません。またマイナンバー制度開始に伴う年末調整事務など、ご質問がある方はぜひご来場ください。

【日時】平成29年11月29日(水) 午後1時30分～4時

【場所】

住民センター3階研修室

【問い合わせ】

企画財政課税政係
☎(5)0241(直通)

農業委員からのお知らせ

最近、農地への不法侵入による被害報告が多く寄せられております。自分の所有する農地以外への侵入さらには、作物の盗難、踏み荒らしのような悪質なケースもあります。全て違法です。

農家にとって、農作物を

荒らされることは大切な収入を失うこととなりますので、勝手な侵入、作物の盗難はしないでください。また、明日葉の栽培には、半日陰をつくるハンノキの存在が必要不可欠です。無断で伐採等行わないようご注意ください。

【問い合わせ】

農業委員会事務局
(役場産業課内) ☎(5)0284

東京労働局からのお知らせ

無期転換について

有期契約(1年更新など)であっても、契約が5年を超えて反復更新された場合には、働く側の希望により、期間の定めのない契約に転換するルール(無期転換ルール)が定められています。有期契約の従業員を雇用する事業主の皆様は、来年4月に向けて準備が必要です。

【問い合わせ】

東京労働局雇用環境・均等部指導課 労働契約法担当
☎03(35112)1611
又は、総合労働相談コーナー
☎03(35112)1608

きんぷく会館からのお知らせ

ポイントカード利用開始

きんぷく会館では、11月1日からポイントカードの

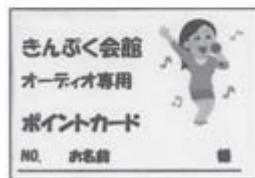
使用を始めました。

ポイントカードはオーディオルームと卓球の2種類用意しています。1時間の利用につき1スタンプ押しで、5個たまるとオーディオルームまたは卓球の利用が1時間無料となります。

期間は、平成30年3月末までです。皆様のご利用をお待ちしております。

【問い合わせ】

新島村勤労福祉会館
☎(5)0504



総務課からのお知らせ

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとについて、面談による無料相談を行います。

【新島地区】

日時 11月10日(金)

午前10時～午後2時

場所 新島村住民センター

※交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もありますが、その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ先】

東京司法書士会事務局
事業・研修課
☎03(3353)9191

平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

東京島嶼部における法律相談について

島しょに居住されている方を対象として、法律相談(電話相談)を実施しています。完全予約制で相談料は無料です。

【相談日】

- ・11月24日(金)
- ・12月22日(金)
- ・1月26日(金)
- ・2月23日(金)
- ・3月23日(金)

【相談時間】

午前10時～正午(概ね20分枠)

【予約方法】

相談を希望される方は、予め第二東京弁護士会法律相談センターに電話予約して下さい。

【予約受付電話番号】

☎03(35992)1855

【問い合わせ】

第二東京弁護士会法律相談課
☎03(35992)1855

女性の人権ホットライン

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施する。

【期間】

平成29年11月13日(月)から同月19日(日)までの7日間

【時間】

- ◆月曜日～金曜日 午前8時30分から午後7時まで
- ◆土曜日・日曜日 午前10時から午後5時まで

【開設場所】

東京法務局人権擁護部
『女性の人権ホットライン』
☎0570(070)810
(全国共通番号)

【電話相談担当者】

人権擁護委員及び東京法務局職員

【問い合わせ】

東京法務局人権擁護部第二課
☎03(5213)1234